

日本農林規格等に関する法律施行令第2条第1項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等

制定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第31号

- 一 日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第2条第1項の主務大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（以下「化学農薬等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。
 - 1 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材並びに別表2に掲げる農薬のうち、化学的に合成されたもの。
 - 2 外国で生産された農産物（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第12条第1項に規定する証明書又はその写しが添付されているものに限る。以下「外国産農産物」という。）に使用される化学農薬等にあつては、当該外国の格付の制度において使用することが認められているもの。
- 二 令第2条第1項の農産物に係る主務大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。
 - 1 有機農産物規格第4条の表各項の基準に適合していること。
 - 2 外国産農産物にあつては、当該外国の格付の制度において定められている生産の方法についての基準に適合していること。

制定文（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第31号）抄
令和4年10月1日から施行する。